

＜月次報告様式＞

別表第3 令和7年度 公文書開示（7月決定分）

[illegible]

14	R7.6.10	R7.7.24	令和〇年〇月〇日、〇時〇分、東京都〇区〇〇丁目〇番〇号〇〇で発生した危険排除事案に関する渋谷消防署が作成した消防活動総括表、記録表及び写真添付表	9	●						●								この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号に該当する。	警防部特殊災害課
15	R7.6.18	R7.7.2	自動車検査証記録事項	1	●							●							（7条4号） この情報は、公にすることにより、犯罪の予防等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。	装備部装備課
16	R7.6.2	R7.7.24	火災調査書類（令和7年4月30日〇第〇号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書 4 鑑識見分調査書	58	●						●			●				（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部調査課	
17	R7.6.3	R7.7.18	火災調査書類（令和7年4月22日〇第〇号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書	6	●						●			●				（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部調査課	

21	R7. 6. 2	R7. 7. 24	火災調査書類（令和7年4月30日〇第〇号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書 4 鑑識見分調査書	58	●					●									（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部調査課
22	R7. 6. 3	R7. 7. 18	火災調査書類（令和7年4月22日〇第〇号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書	6	●					●									（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部調査課
23	R7. 6. 3	R7. 7. 23	火災調査書類（令和7年1月23日〇第〇号）のうち、以下の書類 1 火災調査書 2 出火原因判定書 3 現場見分調査書（第1回） 4 現場見分調査書（第2回） 5 現場見分調査書（第3回）	80	●					●									（7条2号） この情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号に該当する。 （7条6号） この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。 また、この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当する。	予防部調査課

[illegible]

[illegible]

52	R7. 7. 24	R7. 7. 31	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書(令和5年8月3日〇第〇号)のうち、別記様式第1 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書。	10		●												(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。	予防部査察課
53	R7. 7. 1	R7. 7. 9	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（令和5年7月18日〇第〇号、第〇号）	25	●														予防部防火管理課
54	R7. 7. 1	R7. 7. 9	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防計画作成（変更）届出書のかみ及び添付された平面図（平成18年3月2日〇第〇号）	2		●							●					(7条4号)公にすることにより、園児等に対する犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあるため	予防部防火管理課
55	R7. 7. 3	R7. 7. 9	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成19年2月13日〇第〇号）	6	●														予防部防火管理課
56	R7. 6. 26	R7. 7. 10	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成25年9月9日〇第〇号、第〇号）	48		●							●					(7条4号)公にすることにより児童等に対する犯罪の実行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障をおよぼすおそれがあるため	予防部防火管理課
57	R7. 7. 3	R7. 7. 16	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防計画作成（変更）届出書一式（平成19年6月4日〇第〇号）	9	●														予防部防火管理課
58	R7. 7. 22	R7. 7. 29	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る消防計画変更届出書一式（平成17年10月13日〇第〇号）	6	●														予防部防火管理課
59	R7. 5. 2	R7. 6. 27	1 ○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る、令和4年度以前に届出された、統括防火管理者選任（解任）届出書、防火・防災管理者選任（解任）届出書、消防計画作成（変更）届出書一式及び自衛消防訓練通知書 2 ○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る、防火管理に関する公文書				●											請求のあった公文書のうち、1の公文書については、文書保存期間が終了し、廃棄しており、現在は存在しない。 また、2の公文書については、届出された事実がないため、実施機関では取得しておらず、存在しない。	予防部防火管理課

[illegible]

81	R7. 6. 26	R7. 7. 10	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る 1 防火対象物使用届出書その1（平成2年4月20日 日本橋消防署予防課第〇号） 2 防火対象物使用開始届出書（平成19年4月19日 日本橋消防署予防課第〇号） 3 防火対象物使用開始届出書（令和3年12月7日 日本橋消防署予防課第〇号） 4 防火対象物使用開始届出書（令和5年4月5日 日本橋消防署浜町出張所第〇号） 5 防火対象物使用開始届出書（平成26年8月8日 日本橋消防署浜町出張所第〇号） 6 防火対象物使用開始届出書（平成26年11月25日 日本橋消防署浜町出張所第〇号）	77	●	●								●							公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、勤務者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課	
82	R7. 6. 27	R7. 7. 10	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る 1 消防用設備等苦工届（平成11年2月2日 臨港消防署予防課第〇号） 2 消防用設備等設置届出書（平成11年12月24日 臨港消防署予防課第〇号）	97		●									●						公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課	
83	R7. 6. 27	R7. 7. 14	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る 1 防火対象物工事等計画届出書（平成31年1月21日日本橋消防署予防課第〇号）及び防火対象物使用開始届出書（平成31年1月21日日本橋消防署予防課第〇号）一式 2 基準の特例等適用通知書（平成31年3月20日日本橋消防署予防課第〇号）一式及び基準の特例等適用調査書	143	●																予防部予防課		
84	R7. 6. 30	R7. 7. 14	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（自動火災報知設備）（令和6年6月18日麹町消防署予防課第〇号）の鑑、概要表及び検査結果通知書	4	●																予防部予防課		
85	R7. 7. 9	R7. 7. 14	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る 1 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（連結散水設備）（平成28年2月23日京橋消防署予防課第〇号）の鑑 2 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置計画届出書（連結散水設備）（平成28年2月18日京橋消防署予防課第〇号）の連結散水設備概要表	2	●																予防部予防課		
86	R7. 6. 24	R7. 7. 15	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る 防火対象物使用（変更）届出書（蒲田消防署予防課第〇号）に添付されている平面図、立面図及び断面図	12		●									●	●					特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課	
87	R7. 6. 27	R7. 7. 16	○（東京都〇区〇丁目〇番〇号）に係る 1 消防用設備等苦工届出書（自動火災報知設備）（平成6年1月25日大森消防署予防課第〇号）に添付された設備系統図 2 消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成14年3月28日大森消防署予防課第〇号）に添付された1階及び2階平面図 3 消防用設備等苦工届出書（ハロゲン化物消火設備）（平成3年4月12日大森消防署予防課第〇号）に添付された設備系統図 4 消防用設備等設置届出書（移動式粉末消火設備）（平成4年2月13日大森消防署予防課第〇号）に添付された平面図 5 工事整備対象設備等苦工届出書（二酸化炭素消火設備）（平成20年12月15日大森消防署予防課第〇号）に添付された回路図 6 工事整備対象設備等苦工届出書（二酸化炭素消火設備）（平成22年3月29日大森消防署予防課第〇号）に添付された設備系統図 7 消防用設備等設置届出書（屋内消火栓設備）（平成14年3月28日大森消防署予防課第〇号）に添付された配管図及び平面図 8 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（誘導灯及び誘導標識）（平成22年4月5日大森消防署予防課第〇号）に添付された設備平面図	23	●	●										●						公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、勤務者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課

[illegible]

96	R7.7.2	R7.7.22	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 防火対象物使用届出書その１（平成元年１０月１６日新宿消防署予防課第○号）に添付された平面図及び立面図	9	●							●		●											特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
97	R7.7.7	R7.7.22	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成2年4月18日小岩消防署予防課第○号）に添付されている系統図及び各階平面図	6	●							●		●											特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
98	R7.7.8	R7.7.22	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 消防用設備等の特例基準適用申請書（平成元年1月24日芝消防署予防課第○号）の鑑及び各階平面図	5	●							●		●											特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
99	R7.7.8	R7.7.22	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 1 消防用設備等着工届出書（自動火災報知設備）（平成4年5月20日目黒消防署予防課第○号） 2 消防用設備等設置届出書（自動火災報知設備）（平成4年6月11日目黒消防署予防課第4170号）	20	●										●										公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、勤務者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
100	R7.7.7	R7.7.22	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 防火対象物使用（変更）届出書その1（昭和48年4月7日浅草消防署予防課第○号）一式	16	●							●		●											特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
101	R7.7.4	R7.7.24	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 防火対象物使用（変更）届出書 その1（平成8年11月8日本橋消防署予防課第○号）の鑑、検査結果書、立面図及び平面図	8	●							●		●											特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課
102	R7.7.14	R7.7.24	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 1 防火対象物使用（変更）届出書 その1（平成14年4月30日杉並消防署予防課第○号） 2 防火対象物使用（変更）届出書 その3（電気設備）（平成14年4月30日杉並消防署予防課第○号） 3 消防用設備等設置届出書（消火器）（平成14年5月8日杉並消防署予防課第○号） 4 消防用設備等設置届出書（誘導灯及び誘導標識）（平成14年4月30日杉並消防署予防課第○号）	8	●																					
103	R7.7.4	R7.7.25	○（東京都○区○丁目○番○号）に係る 防火対象物使用（変更）開始届出書その1（平成9年3月26日本所消防署予防課第○号）の鑑及び添付された平面図	7	●	●							●		●										特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第2号に該当する。また、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、同条例第7条第4号に該当する。	予防部予防課

[illegible]